

直交集成板についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表

直交集成板についての検査方法（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3081 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">直交集成板についての検査方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 <u>JAS 3079-1 直交集成板—第 1 部：一般要求事項</u> <u>JAS 3079-2 直交集成板—第 2 部：試験方法</u> <u>直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3080 号）</u></p> <p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、<u>JAS 3079</u>による。 (削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>3.1 理化学検査 <u>浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、ホルムアルデヒド放散量試験、せん断試験、ラミナの曲げ B 試験、ラミナの曲げ C 試験及びラミナの引張り試験に係る検査</u></p> <p>3.2 外面検査 <u>3.1 以外の検査</u></p> <p>4 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。</p> <p>4.1 最終製品における検査</p> <p>1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。</p>	<p style="text-align: center;">直交集成板についての検査方法</p> <p>1 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。</p> <p>2.1 試料直交集成板 <u>3 a) に係る理化学検査及び外面検査に供する直交集成板をいう。</u></p> <p>2.2 試料ラミナ <u>3 a) に係る理化学検査及び外面検査のうち、ラミナの品質に係る検査に供するラミナをいう。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 検査の種類 検査は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>a) 最終製品における検査</p> <p>1) 検査を分けて理化学検査（<u>浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、ホルムアルデヒド放散量試験、せん断試験、ラミナの曲げ B 試験、ラミナの曲げ C 試験又はラミナの引張り試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（<u>検査であって理化学検査以外のものをいう。以下同じ。</u>）とする。</p>

2)・3) (略)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、箇条 5に定めるところによる。

4.2 製造工程における検査

製造工程における検査は、箇条 6に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 抽出の割合等

5.1.1.1 理化学検査

a) ラミナの品質に係る検査の場合は、製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 3079-1のA.1 c)による。

(削る。)

b) a)に掲げる場合以外の場合は、次による。

1) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、JAS 3079-1のA.1 a)による。

(削る。)

2) ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料直交集成板は、**1)**を検査荷口とし、その抽出の割合

2)・3) (略)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、5に定めるところによる。

4 最終製品における検査

4.1 第1種検査方法

4.1.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

製造条件が同一と認められ、かつ、ラミナの品質の同一の等級の基準に適合させようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験及びラミナの引張り試験に供する試料ラミナは、1荷口から表1の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表1—ラミナの曲げB試験、ラミナの曲げC試験及びラミナの引張り試験における抽出枚数

単位 枚

検査荷口のラミナの枚数	試料ラミナの枚数	
90以下	5	ラミナの曲げB試験に供する目視等級区分ラミナのうち、異等級構成の外層又は同一等級構成に用いるものにあつては、左に掲げる枚数の2倍の枚数を抽出する。
91以上280以下	8	
281以上500以下	13	
501以上1200以下	20	
1201以上	32	

2) 1)に掲げる場合以外の場合

2.1) 製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験及びびせん断試験に供する試料直交集成板は、1荷口から表2の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表2—浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験及びびせん断試験における抽出枚数

単位 枚

検査荷口の直交集成板の枚数	試料直交集成板の枚数	
200以下	2	再試験を行う場合は、左に掲げる枚数の2倍の試料直交集成板を抽出する。
201以上500以下	3	
501以上1000以下	4	
1001以上3000以下	5	
3001以上	6	

2.2) ホルムアルデヒド放散量試験に供する試料直交集成板は、**2.1)**の検査荷口から**表3**の左欄

及び方法は、JAS 3079-1 の A.1 b)による。

(削る。)

5.1.1.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、5.1.1.1 a)の検査荷口から表 1の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表 1—外面検査における直交集成板の抽出枚数

(略)

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、5.1.1.1 b)の検査荷口から表 2の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料直交集成板を無作為に抽出する。

表 2—外面検査における直交集成板の抽出枚数

(略)

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 理化学検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、JAS 3079-2 の 5.9、5.10 及び 5.11 によって試験を行い、その結果、JAS 3079-1 の 箇条 4 に基づいて合格又は不合格を判定する。

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-2 の 5.1～5.8 によって試験を行い、その結果、JAS 3079-2 の 5.1～5.5 及び 5.8 にあっては JAS 3079-1 の A.2 に基づいて、JAS 3079-2 の 5.6 及び 5.7 にあっては、JAS 3079-1 の 箇条 4 に基づいて合格又は不合格を判定する。

5.1.2.2 外面検査

- a) ラミナの品質に係る検査の場合は、JAS 3079-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の数が、表 3の左欄に掲げる試料ラミナの数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする数以上であるときは、当該検査荷口のラミナをその等級に合格とする。

表 3—ラミナの外面検査の適合とする枚数

(略)

- b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-1 に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 4の左欄に

に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出する。

表 3—ホルムアルデヒド放散量試験における抽出枚数

単位 枚

検査荷口の直交集成板の枚数	試料直交集成板の枚数
1 000 以下	2
1 001 以上 2 000 以下	3
2 001 以上 3 000 以下	4
3 001 以上	5

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

4.1.1 a) 1)の検査荷口から表 4の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料ラミナを無作為に抽出する。

表 4—外面検査における直交集成板の抽出枚数

(略)

2) 1)に掲げる場合以外の場合

4.1.1 a) 2)の検査荷口から表 5の左欄に掲げる枚数に応じた同表の右欄に掲げる枚数の試料直交集成板を無作為に抽出する。

表 5—外面検査における直交集成板の抽出枚数

(略)

4.1.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

JAS 3079 の 6.9、6.10 及び 6.11 の試験を行い、その結果、JAS 3079 の 4 に基づいてその検査荷口のラミナの当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

2) 1)に掲げる場合以外の場合

JAS 3079 の 6.1 から 6.8 までの試験を行い、その結果、JAS 3079 の 6.1 から 6.5 まで及び 6.8 にあっては JAS 3079 の 附属書 A の A.2 に基づいて、JAS 3079 の 6.6 及び 6.7 にあっては、JAS 3079 の 4 に基づいてその検査荷口の直交集成板の当該試験に係る合格又は不合格を決定する。

b) 外面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

JAS 3079 の 4 に基づいてその外面検査を行い、その結果、ラミナの品質の各等級の基準に達したものを適合品とし、その適合品の枚数が、表 6の左欄に掲げる試料ラミナの枚数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる適合とする枚数以上であるときは、その検査荷口のラミナをその等級に適合するものとする。

表 6—ラミナの外面検査の適合とする枚数

(略)

2) 1)に掲げる場合以外の場合

JAS 3079 の 4 に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基

掲げる試料直交集成板の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

表4—直交集成板の外表面検査の適合とする枚数
(略)

5.2 第2種検査方法への移行

5.1に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5.3に定めるところによる。

5.3 第2種検査方法

5.3.1 抽出の割合等

5.3.1.1 理化学検査

5.1.1.1の規定を準用する。この場合において、5.1.1.1 a)中“製造条件”とあるのは“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなったラミナで製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と、5.1.1.1 b)中“製造条件”とあるのは、“5.2の規定によって検査が5.3に定めるところによることとなった直交集成板で製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替える。

5.3.1.2 外表面検査

a) ラミナの品質に係る検査の場合は、5.1.1.2 a)の規定を準用する。この場合において、5.1.1.2 a)中“5.1.1.1 a)”とあるのは“5.3.1.1の規定によって読み替えて準用する5.1.1.1 a)”と読み替え、表2は表5に読み替える。

表5
(略)

b) a)に掲げる場合以外の場合は、5.3.1.1の検査荷口から、8枚の試料直交集成板を無作為に抽出する。

5.3.2 検査に係る格付の基準

5.3.2.1 理化学検査

5.1.2.1の規定を準用する。

5.3.2.2 外表面検査

a) ラミナの品質に係る検査の場合は、5.1.2.2 a)の規定を準用する。この場合において、表3は、表6に読み替える。

表6
(略)

b) a)に掲げる場合以外の場合は、JAS 3079-1に基づいてその外表面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が6枚以上であるときは、当該検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

5.4 第1種検査方法への移行

5.3に定めるところによって検査を行った結果、検査荷口の直交集成板がその格付しようとする等

準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が、表7の左欄に掲げる試料直交集成板の枚数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする枚数以上であるときは、その検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

表7—直交集成板の外表面検査の合格とする枚数
(略)

4.2 第2種検査方法への移行

4.1に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4.3に定めるところによる。

4.3 第2種検査方法

4.3.1 抽出の割合等

a) 理化学検査

4.1.1 a)の規定を準用する。この場合において、4.1.1 a) 1)中“製造条件”とあるのは“4.2の規定によって検査が4.3に定めるところによることとなったラミナで製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と、4.1.1 a) 2)中“製造条件”とあるのは、“4.2の規定によって検査が4.3に定めるところによることとなった直交集成板で製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

b) 外表面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

4.1.1 b) 1)の規定を準用する。この場合において、4.1.1 b) 1)中“4.1.1 a) 1)”とあるのは“4.3.1 a)の規定によって読み替えて準用する4.1.1 a) 1)”と読み替えるものとし、表4は次のように読み替えるものとする。

(新設)
(略)

2) 1)に掲げる場合以外の場合

a)の検査荷口から無作為に、8枚の試料直交集成板を抽出する。

4.3.2 検査に係る格付の基準

a) 理化学検査

4.1.2 a)の規定を準用する。

b) 外表面検査

1) ラミナの品質に係る検査の場合

4.1.2 b) 1)の規定を準用する。この場合において、表6は、次のように読み替えるものとする。

(新設)
(略)

2) 1)に掲げる場合以外の場合

JAS 3079の4に基づいてその外表面検査を行い、その結果、格付しようとする等級及び種別の基準に達したものを合格品とし、その合格品の枚数が6枚以上であるときは、その検査荷口の直交集成板をその等級及び種別に格付する。

4.4 第1種検査方法への移行

4.3に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口の直交集成板がその格付しようとする

級及び種別に合格に格付されなかったときは、検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**5.1**に定めるところによる。

6 製造工程における検査

6.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程（直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の**4.2.2 d**）に規定する内部規程をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

6.2 （略）

る等級及び種類に格付されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**4.1**に定めるところによる。

5 製造工程における検査

5.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級及び種別に格付しようとする原則として1日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程（直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の**2.2.2 d**）に規定する内部規程をいう。以下同じ。）に定めるところによる。

5.2 （略）